

令和 8 年 4 月

長崎県農業経営課
長崎県農業振興公社

農地中間管理事業の令和 7 年度実績と令和 8 年度 推進方針について

1 令和 7 年度実績

「第 3 期ながさき農林業・農山村活性化計画」の目指す姿である『経営耕地面積の 82%を認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織などの「産業の担い手」が担う』農業構造の実現を目指し、県と農地バンクは、市町、農業委員会、農業協同組合等関係機関と連携を図りながら、担い手への農地集積・集約化に積極的に取り組んだ。

(1) 令和 7 年度において、農地バンク貸付面積（フロー値）は目標の 800ha に対して 1,513ha の実績（達成率 189%）。

(2) 平成 26 年度から 12 年間の累積（ストック値）は、目標 9,600 ha に対し 7,434ha（年平均 620ha、達成率 77%）となった。

2 主な取り組み状況（令和 7 年度）

(1) 市町推進チーム会（4～3月）の開催

市町等が中心となり、可能な限り県・農地バンクも参加し、市町推進チーム会（市町、農業委員会、農業協同組合、振興局で構成）を開催し、推進対象の明確化と年度目標面積の設定、関係機関の役割分担の確認等を実施した上でマッチング及び進捗管理を進めた（21 市町、延べ 100 回、平均 4.8 回）。

なお、これまでも合同開催を呼び掛けてきた市町における地域計画チーム会および農地中間管理事業チーム会であるが、令和 7 年度における関連改正法の完全移行にともない計画部門（地域計画）および実行部門（農地中間管理事業ほか各種補助事業）の連携が必要となることから両チーム会の一体的な開催を推進した。

(2) 会議等開催による推進方針の決定と事業推進・進捗管理

担当省会議（年 3 回）や農業委員会会長・事務局長会議（年 3 回）等において、地域別年度集積目標及び推進方針の徹底と進捗管理を実施した。

(3) 地域計画の協議の場での推進

目標地図を含めた「地域計画」（427 地区）が策定された中で、

業務委託先である市町等の推進員が地域計画の協議の場にも出席して農地のマッチングを図ることで、担い手への農地の集積・集約化の推進を図った。

(4) 機構集積協力金を活用した事業推進

地域でまとまって農地バンクへ農地を貸し付け、地域の農地を守る取り組みを働きかけた結果、地域集積協力金を活用する地域は 13 地域、208ha、交付実績額 64,817 千円（R7 年度末）。

(5) 農地条件整備を契機とした農地中間管理事業の推進

機構関連基盤整備事業（農家負担ゼロ）を木田地区（吉岡市、農地バンク活用 25.9ha）、柳新田地区（諫早市、農地バンク活用 21.3ha）、釜田川地区（平戸市、農地バンク活用 7.8ha）及び上有川地区（新上五島町、農地バンク活用 10.4ha）の 4 地区において実施している。

また、津波見地区（南島原市）をはじめ、3 地区において基盤整備部局と連携し、農地バンクが土地改良法の 3 条資格者として基盤整備事業に参画し、工事期間中の経常賦課金を農地バンクが負担することで（12.2ha）、基盤整備事業を推進。工事完了後に受け手に貸し付ける予定。

3 課題等

(1) 市町推進チーム会の開催について、1 市町平均 4.8 回開催しているものの、開催回数も少なく時期も遅い市町が見受けられた。

また、内容的にも、集積目標に対して推進対象、推進手順、役割分担等が明確になっていない市町が見受けられた。

(2) 地域計画区域内の農用地等面積に対する将来の受け手が位置付けられていない農地面積の割合が 2 割程度と判明した中で、担い手の確保・掘り起こしを行い、地域計画・目標地図へ位置付ける必要があったが、担い手が確保できず「調整中（未定）」の状態を解消できない農地もみられた。

(3) 平場の使い勝手の良い農地や土地改良区等話し合いの基盤がある地域の取組を進めてきたが、まだ基盤整備地区で農地バンクへ集積が進んでいない地域がある。

(4) 農地バンクからの貸付は一定進んでいるものの、担い手への農地の集約化が進んでおらず、分散・錯雑となっている。農産物価格の低迷や円安等による資材価格の高騰・コスト増の状況の中で、生産性向上、コスト削減を進めるため、農地中間管理事業を活用した農地集約化の重要性が増している。また、農家の高齢化や減少により荒廃農地が

増加している。

(5) 新規就農者は、優良な農地を求めているものの、条件に合った農地の情報が少なく、農地の確保に苦慮している。

(6) 令和7年度から、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買は廃止され、農地法による売買と農地バンクを介した売買により実施されることとなった。

4 令和8年度予算関係 ※（ ）は令和7年度予算

① 農地中間管理機構事業 248,197 千円 (232,466 千円)
農地バンクの事業（農地賃料、保全管理費等）及びきめ細かな現地活動を行う農地相談員等による事業推進に係る経費を支援。
また、遊休農地を借り受け、解消したうえで担い手等に貸し付ける取組を支援。

② 農地集約化促進事業 100,000千円 (140,000千円)
地域計画の実現に向け、農地バンクを通じた貸借・農作業受委託により、農地の集約化等に取り組む地域を支援。

③ 農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）
7,000 千円 (3,000 千円)
地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想図を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備等を支援。

5 令和8年度推進方針

「第4期ながさき農林業・農山村活性化計画」の目標達成に向け、担い手への農地集積を加速させるために、農地中間管理事業の取組面積2,000haを目標として、市町、農業委員会、JA等関係機関と連携を強化し積極的に取り組む。

(1) 市町推進チーム会の活性化

・市町推進チーム会において、推進対象の選定、推進手順や関係機関の役割分担の確認、課題の整理及び対応方針の検討、進捗状況の確認などを行うとともに地域計画チーム会との合同開催により地域計画のブラッシュアップ・実現を目指す。このため、原則として毎月、少なくとも2ヶ月に1回は開催し、必要に応じ県本庁及び農地バンクも各市町の推進チーム会へ参画し、連携強化を図る。

・特に、推進チーム会の中で、年度開始前又は当初に、各市町の集積目標に合わせた年度目標面積の設定と推進対象の明確化、推進手順を十

分協議するとともに、年度途中での進捗管理を徹底し、進捗に課題があるときは課題解決の検討や対象の変更を協議する。

(2) 農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化の推進による地域計画の実現

- ・効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、農地バンクを軸としながら、県、市町、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図ることにより、面的集積の割合が高まるように努める。

- ・市町推進チーム会は、各種補助事業への取組や地域の話し合いの機会を捉えて、農地中間管理事業の推進を図るよう努める。

- ・集落外・市町外の担い手と農地のマッチングを進める市町推進員および令和8年度より新設する「農地活用サポーター」※による農地利用調整機能をフル活用し、農地バンクが現場活動に取り組む体制を強化する。

※新規参入者を対象に優良農地の確保および農地の利用状況の把握（営農相談含む）等を主な活動内容とする「農地活用サポーター」（地域駐在）について農地バンクが有識者へ委嘱する。

(3) 土地改良区などを中心とした推進

- ・基盤整備地区においても農地バンクへ集積が進んでいない地域があるので、土地改良区を対象に、重点的に取組を進めていく。多面的・中山間組織においても機構集積協力金を活用し、集落の課題解決（鳥獣対策、ポンプの入替え等）を図ることが出来ることをPRし、推進を図っていく。

(4) 農地条件整備を契機とした農地中間管理事業の推進

- ・「地域計画」の実現に向けて、農地中間管理事業を活用してまとまった農地の確保を行い、機構関連事業（補助率 100%）や県営基盤整備事業（補助率 92.5～95%）、簡易な基盤整備事業（農地耕作条件改善事業）、遊休農地解消対策事業（43 千円／10a）を活用した条件整備や遊休農地の解消を進めていく。

この場合、農地バンクとして、土地改良法3条資格者として基盤整備事業に参画し、土地改良区経常賦課金を負担する取組などの取組を通じた農地中間管理事業の推進を図る。

また、遊休農地解消対策事業については、農地バンクに加えて市町も事業実施主体に追加されたため、市町とも連携して推進を図っていく。

(5) 新規就農者等受け手ニーズに対応した農地の集積・集約化

- ・新規就農者向けの就農用農地等については、各地域の課題となっていることから、農地バンクにおいても優良農地の事前確保を行う取組を行っており、各市町推進チーム会において新規就農者等の就農用農地として条件に合った農地の確保に向けて検討を行う。

また、地域の情報に精通した市町推進員および農地活用サポーターの農地利用調整機能により農地の確保に向けたバンクの取組を強化していく。

- ・特に、I・Uターン者や非農家出身者の新規就農を促進するため、新規就農相談センターや農大、新規就農者の就農予定農地の確保を検討している農協、受入希望市町・農業委員会・受入希望集落等と連携し、研修段階から優良農地を事前確保する取組を進める。

(6) 農地売買等支援事業への取組

- ・令和8年度においては5.2haの事業の取組みを予定している。今後とも市町や農業委員会と連携を密にし、事務手続きの効率化を図りながら、売買による担い手への農地の集積・集約化につなげていく。

- ・農地バンクを介した農地の売買を進めるにあたり、農業委員会実施の農地移動適正化あっせん事業における「あっせん基準」を活用することとしており、取組を進めていく。